

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	北九州市 子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する業務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務
②事務の概要	支給認定は子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する者に対し、その資格を認定するものである。 市町村は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給認定の申請及び変更の申請に係る受理、審査及び決定を行う。 ②対象児童が、認定要件(市内居住)を満たしていることを住民情報から確認する。 ③決定した認定内容を基に、対象児童の保護者に支給認定証を交付する。 ④支給認定区分や保育必要量等に変更が生じた場合は、認定内容の変更の決定を行った上で、当該支給認定証を発行する。 ⑤対象児童に各種世帯情報(市民税・ひとり親・生活保護・障害等)を確認の上、利用者負担額の算定を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援制度認定給付等管理システム・中間サーバ・宛名管理システム・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課
②所属長の役職名	こども施設企画課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課 093-582-2550
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	2024年3月	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	2025年2月	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項である、「住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと」を遵守し、また、毎年、総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」を事務取扱者に受講させている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」を事務取扱者に受講させ、諸事情により当該研修への申込ができなかった対象者については、個人情報保護委員会等作成の研修資料による研修を代替で実施し、全ての対象者について受講確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	様式変更対応		「IVリスク対策」を追加	事前	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二の116の項	番号法第19条第1項第8号 別表第二の116の項	事後	
令和7年3月14日	様式変更対応		「IVリスク対策」に「人手を介在させる作業」及び「最も優先度が高いと考えられる対策」を追加	事後	
令和7年3月14日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項 別表第一の主務省令第68条	番号法第9条第1項別表127の項	事後	
令和7年3月14日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号 別表第二の116の項	<照会>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の155の項	事後	
令和7年3月14日	I-5-①部署	子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課	子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課	事後	
令和7年3月14日	I-5-②所属長の役職名	幼稚園・こども園課長	こども施設企画課長	事後	
令和7年3月14日	I-8連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課 093-582-2550	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課 093-582-2550	事後	
令和7年3月14日	IV-4委託先における不正な仕様等のリスクへの対策は十分か	十分である	委託しない	事後	自己点検
令和7年3月14日	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	提供・移転しない	事後	自己点検
令和7年3月14日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	自己点検